

「奈良市いじめ防止基本方針（改定案）」に対する意見募集（パブリックコメント）の結果及び意見への回答について

奈良市では、令和4年11月7日（月曜日）から令和4年12月6日（火曜日）までの間、「奈良市いじめ防止基本方針（改定案）」を公表し、案に対する意見を募集しました。

意見募集の結果について、意見の概要とこれらに対する市の考え方を回答します。

1、意見の提出状況

(1) 意見の提出者数 個人7通、団体0通

(提出方法別内訳)

提出方法	個人	団体
持参	0通	0通
郵便・信書便	0通	0通
ファクシミリ	6通	0通
Eメール	1通	0通

(提出者属性別内訳)

属性	
(1)市内に住所を有する人	7通
(2)市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他団体	0通
(3)市内に存する事務所又は事業所に勤務する人	0通
(4)市内に存する学校に在学する人	0通
(5)パブリックコメント手続きに係る案件に利害関係を有する個人及び法人その他の団体	0通

(提出年齢別内訳)

年齢区分	
19歳以下	0通

20 歳代	0 通
30 歳代	0 通
40 歳代	1 通
50 歳代	1 通
60 歳代	3 通
70 歳代以上	2 通

(2) 意見の件数 15 件

2、意見の概要及び市の考え方

頂いたご意見の概要及びご意見に対する市の考え方は次のとおりです。

意見 No.	ページ	箇所	意見の概要	市の考え方	修正案	
					素案	修正後
1	2		「はじめに」の文章で「児童生徒」を全て「子ども」に置き換えられているのに、3ページ以降は児童生徒となっている。単純になぜ？公式文書だからですか？	「はじめに」は、導入部分と捉えて、比較的やわらかな表現をするようにしています。次ページ以降は、児童生徒で統一しています。		

意見 No.	ページ	箇所	意見の概要	市の考え方	修正案	
					素案	修正後
2	2		はじめにからはじまる「子ども」とし、児童生徒を変更し、3ページ以降からまた児童生徒としたことの説明がいるのではないのでしょうか。 ただ、改定案は細部に渡りわかりやすく丁寧に書かれていると思います。			
3	2	第2段落	エスカレートしていく「性質」は「要素が有り」が妥当ではないかと感じます。	ご意見を踏まえ、単語の意味を鑑み、修正します。	いじめは、徐々にエスカレートしていく <u>性質をもち</u> 、当初は些細なトラブルだったものが、適切な対応がなされない場合に、深刻ないじめに発展していくケースもあります。	いじめは、徐々にエスカレートしていく <u>という特徴があり</u> 、当初は些細なトラブルだったものが、適切な対応がなされない場合に、深刻ないじめに発展していくケースもあります。

意見 No.	ページ	箇所	意見の概要	市の考え方	修正案	
					素案	修正後
4	4～7	P7(8)	いじめ防止対策として「認知」「未然防止」「早期発見」「迅速な対応」について方向性が明確に示されていることに加え、「特に配慮が必要な児童生徒への対応」で、いじめ被害にあいやすい傾向がある児童について特筆されていることは重要である。	「特に配慮が必要な児童生徒への対応」を実態に即した内容に整理し、例を明記することで適切な支援に繋がるようにしています。		
5	5	(5) 項目1	他の部分は全て、許さない、に訂正されていました。この部分を『許さない』にすると文章として成り立たないのかも知れませんが、『許さない』と変更したことで、我が事として捉えるという強い意志を感じましたので、この部分に訂正がなかったことに違和感を感じました。	いじめの認識を表している部分であり、「許さない」ではなく、「いじめは決して許されない」と表記しています。本市としましては、いじめは許されない行為であり、いじめを許さない学校づくりの推進を目指します。		

意見 No.	ページ	箇所	意見の概要	市の考え方	修正案	
					素案	修正後
6	10	(6)	いじめに関するほぼ同内容のアンケート調査の依頼が複数の機関から学校に接到し、児童や学校関係者に過度の負担がかかっていることから行政組織間の調整及び情報共有ができる委員会が必要ではないかと考える。 ※複数の機関…市教委、県教委、法務局等	いじめの早期発見並びに児童生徒からの訴えを様々な機会を通じて捉えるため、各種アンケートが行われていますが、時期等の調整は必要と考えています。 賜りましたご意見につきましては、今後の取組の参考とさせていただきます。		
7	11	3(1) 項目7	児童生徒や保護者に周知…辺りの加筆は保護者等の不安を軽減するのにいいことだと思います。 全体に言葉が丸くなっているように思われ、いいことだと思います。 特に修正等を求めることは無いと考えます。	周知方法について工夫していきます。		

意見 No.	ページ	箇所	意見の概要	市の考え方	修正案	
					素案	修正後
8	13	(3)(ウ) 項目2	『いじめを受ける側にも問題がある』の後に続く文章ですが、こうした考え方を否定・禁止してはけません。容認していると取られかねないので、はっきりと否定する文章を入れていただきたいと感じました。	「いじめを受ける側にも問題がある」という認識を明確に否定するために、ご意見を踏まえ、修正します。	教職員の「いじめを受ける側にも問題がある」という認識や発言は、いじめを行っている児童生徒や、周りで見ていたり、はやし立てたりしている児童生徒を容認するものにほかならず、いじめを受けている児童生徒を孤立させ、いじめを深刻化させるということを理解した上で、児童生徒の指導に当たる。	教職員の「いじめを受ける側にも問題がある」という認識や発言は、 <u>あってはならないものであり、</u> いじめを行っている児童生徒や、周りで見ていたり、はやし立てたりしている児童生徒を容認するものにほかならず、いじめを受けている児童生徒を孤立させ、いじめを深刻化させるということを理解した上で、児童生徒の指導に当たる。

意見 No.	ページ	箇所	意見の概要	市の考え方	修正案	
					素案	修正後
9	16	(イ) 項目6 (ウ) 項目4	<p>改定案を読み返しましたが、文言が分かりやすく配慮したものに変わるとなり、いじめを受けた側を守るという姿勢を強く感じました。</p> <p>いじめ行為を生み出さないという体制を整えていくことも理解しましたが、いじめ行為をした者への対応の項目が少なく感じます。様々な箇所では説明はされていますが、伝わりにくい感は否めません。</p> <p>いじめ行為をした者も、心が不安定だったり鬱屈したものを抱えていたり、何かしら原因があり、海外ではカウンセリングなりが行われることが当たり前という事例も聞きます。</p> <p>いじめ行為をしてしまった者を正しく導くための方針があってもいいのではないのでしょうか。</p>	<p>いじめを行った児童生徒を正しく導くために、いじめ行為を絶対に許さないという毅然とした態度をとり、当該児童生徒の成長を支援し、児童生徒が内面に抱える不安や不満、ストレス等に寄り添い受け止めることも大切だと認識していることから、ご意見を踏まえ、修正します。</p>	<p>(イ)「いじめを受けた児童生徒又はその保護者への支援」 項目6 ○必要に応じて<u>心理や福祉、医療、法律の専門家</u>などの協力を得る。</p> <p>(ウ)「いじめを行った児童生徒への指導<u>または保護者への助言</u>」 項目4 ○必要に応じて<u>心理や福祉、医療、法律の専門家</u>などの協力を得る。</p>	<p>(イ)「いじめを受けた児童生徒又はその保護者への支援」 項目6 ○必要に応じて<u>スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの活用、医療機関との連携等心理や福祉、医療、法律の専門家</u>などの協力を得る。</p> <p>(ウ)「いじめを行った児童生徒への指導<u>又はその保護者への助言</u>」 項目4 ○必要に応じて<u>スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの活用、医療機関との連携等心理や福祉、医療、法律の専門家</u>などの協力を得る。</p>

意見 No.	ページ	箇所	意見の概要	市の考え方	修正案	
					素案	修正後
10			熟読しましたが、現状を踏まえたうえで細部までよく考えられていて、的確でとても分かりやすい改定案になっていると思います。 「奈良市いじめ防止基本方針」がそれぞれの立場できちんと共有され、生かされていくことを願っています。	学校・家庭・地域と連携して取り組んでいきます。		
11	3	1	いじめ防止対策推進法に則り、「いじめは人権問題である。」ことが基本理念として示されており、適切である。	ご意見賜りありがとうございました。		
12	3	2(2)	いじめの理解として以下の3点について明記されており適切である。 ① どの子どもにも、どの学校でも起こりうること。 ② 暴力を伴わないいじめは、多くの児童生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験しうること。			

意見 No.	ページ	箇所	意見の概要	市の考え方	修正案	
					素案	修正後
			③ 生命又は身体に重大な危険を生じさせうること。			
13	4	2(2)	データに基づいて被害と加害の両方を経験している子どもが6～7割という点は、被害、加害になりうるという認識がしやすくとても現実的な表現でわかりやすい。			
14	4～8		以前のものより、より現実的で実態に即した表現や文章になっており、具体的な取組の参考になる。また、学校や関係機関、相談機関などがやるべきことが具体的に明示されており、取り組みやすい。			
15	全般		改訂版は全般的にこれまでの事例の積み重ねの中でより実態に即した内容になっているので指針としてわかりやすくなっていると思う。			